

「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」
(いわゆる「カジノ解禁推進法案」)に反対する会長声明

第1 はじめに

2013年12月に、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」が、国会に提出された。本法案は、カジノを含む特定複合観光施設区域の整備推進を目的とし、そのための関係諸法令を整備する基本法的な性格を持ち、一定の条件のもとで刑法第185条及び第186条で処罰の対象とされている「賭博」に該当する行為を合法化し、カジノを解禁するものである。

ここで想定されているカジノは、「会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設」と一体となって設置される、いわゆる「IR方式」である。民間企業が直接、施工、開発、そして運営する完全な民営カジノという点で、従来の公営ギャンブルとも性格を異にしている。

第2 カジノ解禁推進法案の問題点

1 カジノによる経済効果への疑問

カジノ推進の立法目的に経済の活性化が掲げられているが、その経済効果は、十分な検証の上に評価されるべきである。韓国、米国等ではカジノ設置自治体の人口が減少したり、また、多額の損失を被ったという調査結果も存在する。地域経済自体がカジノ依存体質に陥れば、将来的なカジノからの脱却はおろか、副次的弊害を抑え込むためにカジノ規制が必要となった場合でも、自治体財政を脅かす行為として忌避されてしまいかねない。

2 暴力団対策上の問題

暴力団がカジノへの関与に強い意欲を持つことは、容易に想定される。この点、カジノ営業を行う事業主体からは暴力団を排除するための制度が整備されることであるが、事業主体として参入し得なくても、事業主体に対する出資や従業員を送り込み、事業主体からの委託先・下請への参入等は十分可能である。さらに、カジノの健全な運営を確保するためには、カジノ入場者からの暴力団廃除も不可避であるが、暴力団の潜在化傾向に鑑みれば、入り口でどこまでチェックできるのか疑問も残る。

3 ギャンブル依存症の拡大

ギャンブル依存症の問題はさらに深刻である。ギャンブル依存症は、慢性、進行性、難治性で、放置すれば自殺に至ることもあるという極めて重篤な疾患である。我が国においては、2008年の厚生労働省による病的賭博（ギャンブル

依存症)の調査によれば、成人男性の9.6%、成人女性の1.6%が病的賭博とされ、世界各国と比べてその発症率は極めて高く、ギャンブル依存症の患者は推定で560万人以上にも達する。いったん発症したギャンブル依存症への対策は非常に困難であり、むしろギャンブル依存症の患者を新たに発生させない取組こそが重要といえる。

カジノの収益によってギャンブル依存症対策を推進するとの見解もあるが、ギャンブル依存症対策をカジノ収益で行うのは本末転倒であって、独自にその対策を強力に推進すべきものである。

4 多重債務問題再燃の危険性

賭博には必ず敗者が存在する。破産調査の結果によると、破産したうちギャンブルが原因とみられる者が5%程度にのぼる(日本弁護士連合会「破産事件及び個人再生事件記録調査」)。

2006年の貸金業法改正等、官民一体となって取り組まれてきた一連の多重債務者対策によって、この間、多重債務者が激減し、結果として、破産者等の経済的に破綻する者、また、経済的理由によって自殺する者も減少してきた。カジノの合法化は、これら一連の対策に逆行して、多重債務者を再び増やす結果をもたらす可能性がある。

5 青少年の健全育成への悪影響

合法的賭博が拡大することによる青少年の健全育成への悪影響も座視できない。とりわけ、「IR方式」は、家族で出かける先にカジノが存在する方式であるから、青少年らが賭博に対する抵抗感を喪失したまま成長することになりかねない。

第3 結論

以上のとおり、当会は、本法案について、その立法目的である経済効果に対する検証が不十分なものである上、カジノ解禁が上記の様々な弊害をもたらすものであることから、これに反対する立場を表明するとともに、その速やかな廃案を求めるものである。

2015年(平成27年)10月9日

釧路弁護士会

会長 阪口 剛